

令和7年10月分から 始良市在宅紙おむつ等給付券交付事業 対象者の条件が変更になります

在宅紙おむつ等給付券交付事業とは

常時紙おむつ又は尿取りパッドの使用を必要とする在宅高齢者を介護している家族の負担の軽減を図るために紙おむつ等給付券を交付する事業です。

対象者

- ・市内に住所を有するおおむね65歳以上の在宅の方
- ・市県民税非課税の方
- ・要介護認定を受けている方のうち、要介護4以上の方又は要介護3以下の方で、かつ、認定調査票の「排尿」「排便」の項目において「介助」「見守り等」に該当する方

令和7年9月分まで
(在宅の方)

- 1 在宅
- 2 有料老人ホーム
- 3 グループホーム
- 4 サービス付き高齢者住宅
などで生活している方

令和7年10月分から
(在宅の方)

1 在宅で生活している方

※ 有料老人ホーム、グループホーム、サービス付き高齢者住宅などで生活している方は除く

※ 入院中もしくは介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム等に入所中の方は利用できません。

留意事項

●現在交付されている、紙おむつ等給付券につきましては、令和7年9月まで引き続きご利用できます。

●令和7年10月分から始良市在宅紙おむつ等給付券交付対象外となる方の中で、他の事業による紙おむつ等の購入費用助成対象となる場合もあります。

※ 障害者福祉係管轄の「日常生活用具給付事業」の紙おむつ給付券交付対象となる障がい者を有する場合

例1：膀胱機能障害

例2：大腸機能障害

例3：下肢障害 など

問い合わせ先

始良市役所 長寿・障害福祉課 長寿福祉係

TEL 0995-66-3251(直通)

TEL 0995-66-3111(内線171、172)